

## ○広島修道大学諸納付金納入規程

### (納入)

第1条 広島修道大学学則（以下「学則」という。）第36条に基づき諸納付金は、この規程の定めるところにより納入しなければならない。

### (諸納付金の種類)

第2条 この規程による諸納付金とは、入学金、授業料、施設設備資金、資格課程実習料、単位認定料、受講料及び手数料等をいう。

2 前項に定める単位認定料は、学則第4条の2に定める長期履修学生が、他大学等で修得した単位や成績を、本学で修得した単位として認定する場合に適用する。

### (金額及び減免)

第3条 諸納付金の金額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、非常災害被災の学生及び外国人留学生で経済的に修学が困難と認められる者、並びに科目等履修生として特別に開講する講座又はプログラムを受講する者については、理事長が学長の意見をきいて、諸納付金の減免を決定することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特別聴講学生、派遣学生の諸納付金については、大学間協議により定める。

4 第1項の規定にかかわらず、学校法人修道学園が設置する高等学校出身者の入学金は半額とする。

5 第1項の規定にかかわらず、広島修道大学大学院学生が履修する教職科目については、年間10単位を上限に科目等履修料を免除する。ただし、休学の期間は除く。

6 第1項の規定にかかわらず、「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第八号）（以下「法」という。）による授業料等の減免については、同法に基づき実施する。

7 第1項の規定にかかわらず、学校法人修道学園が設置する高等学校の生徒が履修する場合の科目等履修料は免除する。

### (編入学等の納付金)

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、編入学及び学士入学する者の諸納付金は、その入学した年度の第1年次生と同額とする。

2 修業年限を超えて在学する学生（学則第4条の2に規定する長期履修学生を除く。）のうち、当該年度の4月1日において卒業所要単位数に対し不足単位数が30単位未満の者は、前条第1項別表第1に定める授業料及び施設設備資金を半額にする。

(納入期限)

第5条 第2条に規定する諸納付金のうち授業料及び施設設備資金は、次のとおり2期に分けて納入するものとする。ただし、前期納入時に後期分をあわせて全納することができる。

前期納入期限 4月30日

後期納入期限 9月30日

2 前項の規定にかかわらず、単位制授業料による諸納付金は、通年及び前期開講科目については5月31日、後期開講科目については10月31日までに、それぞれの履修登録単位数により積算した諸納付金を納入するものとする。

3 単位認定料は、本学において単位認定手続きが完了した日以降の所定の期日までに、認定単位数により積算した納付金を納入するものとする。

4 研究生の入学手続き時の納入期限は、前期4月30日、後期10月31日とする。

5 第3条別表第1の3に規定する資格課程実習料及び別表第2に規定する手数料の納入は、願い出のつど納入するものとする。

(延納願)

第6条 諸納付金を前条の納入期限までにやむを得ず納入できない者が、所定の延納願を提出した場合、諸納付金の延納を許可することがある。

2 前項の規定にかかわらず、法による授業料等の減免対象者として認定を受けている者は、諸納付金の延納を許可する。

3 前2項に規定する延納期限は、前期6月15日、後期11月15日とする。

(除籍手続)

第7条 諸納付金を前条の延納期限までに納入しない者は、前期7月定例教授会、後期12月定例教授会において、学則第32条第3号により除籍手続を行う。ただし、当該教授会の前日までに諸納付金の納入が確認できた場合はこの限りではない。

(再入学者の諸納付金)

第8条 学則第33条により、再入学を許可された者の諸納付金は、再入学した年度の第1年次生と同額とする。ただし、再入学金は、入学年度の入学金の半額とする。

2 退学した者又は除籍された者が同一年度内に再入学を許可された場合の諸納付金は、退学又は除籍のときの金額とする。ただし、再入学金は、入学年度の入学金の半額とする。

(転部・転科者の諸納付金)

第9条 転部又は転科を許可された者の諸納付金は、当該学部・学科の年次生と同額とする。

(納入方法)

第10条 諸納付金は、大学の指定する金融機関へ振り込むものとする。

第11条 在学中諸納付金に変更があったときは、新たに定められた金額によって納付するものとする。

(諸納付金の返還)

第12条 既納の諸納付金は返還しない。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(事務担当)

第13条 この規程に関する事務は、経理課が担当する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃については、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1～12 略

13 この規程は、1989年4月1日から施行する。

14 この規程は、第3条の別表第1及び別表第2を改正し、1991年4月1日から施行する。

15 この規程は、第4条第1項を改正し、1991年4月1日から施行する。

16 この規程は、第1条、第3条第1項(別表第1)及び第7条を改正して、1992年4月1日から施行する。

17 この規程は、第3条第1項(別表第1・第2)及び第5条の一部を改正し、1993年4月1日から施行する。

18 この規程は、第3条第1項(別表第2)の一部を改正し、1993年4月1日から施行する。

19 この規程は、第3条第1項(別表第1・第2)、第2項及び第5条第3項の一部を改正し、1994年4月1日から施行する。

20 この規程は、第2条及び第3条第1項(別表第1・第2)を1994年12月7日に改正し、1995年4月1日から施行する。

21 この規程は、第1条、第3条第2項及び第7条を1995年3月23日に改正し、1995年4月1日から施行する。

22 この規程は、第3条第1項(別表第1)を1995年12月6日に改正し、1996年4月1日から施行する。

23 この規程は、第3条第1項(別表第2)を1996年5月27日に改正し、1996年7月1日から施行する。

- 24 この規程は、第3条第1項（別表第1）を1996年12月5日に改正し、1997年4月1日から施行する。
- 25 この規程は、第3条第1項（別表第2）を1997年5月26日に改正し、1997年10月1日から施行する。
- 26 この規程は、第2条及び第3条第1項（別表第1）を1997年10月16日に改正し、第3条第1項（別表第2）を1997年12月8日に改正し、1998年4月1日から施行する。ただし、第2条については、1995年度入学生より適用する。
- 27 この規程は、第3条第1項（別表第2）を1998年3月5日に改正し、1998年3月23日から施行する。
- 28 この規程は、第3条第1項（別表第1）を1998年12月3日に改正し、1999年4月1日から施行する。
- 29 この規程は、第2条及び第3条第1項（別表第1・第2）を1999年10月28日に改正し、2000年4月1日から施行する。
- 30 この規程は、第3条第3項を2000年3月21日に追加し、2000年4月1日から施行する。
- 31 この規程は、第3条第1項（別表第1）を2001年3月22日に改正し、2001年4月1日から施行する。
- 32 この規程は、2002年3月22日に第3条第1項（別表第1及び別表第2）、同条第2項及び第5条第3項を改正し、新たに第3条第4項を追加、第5条第2項を追加し以降を繰り下げ、2002年4月1日から施行する。
- 33 この規程は、第11条を2002年5月27日に改正し、同日から施行する。
- 34 この規程は、2003年3月24日に第3条第1項（別表第1・第2）を改正し、2003年4月1日から施行する。
- 35 この規程は、2004年3月25日に第3条第1項（別表第1・第2）を改正し、同条第3項を削り、2004年4月1日から施行する。
- 36 この規程は、第3条第1項（別表第1・第2）を2005年3月25日に改正し、2005年4月1日から施行する。
- 37 この規程は、第3条第1項（別表第1）及び第4条を2006年3月22日に改正し、2006年4月1日から施行する。
- 38 この規程は、第2条、第3条第1項（別表第1）及び第5条を2006年11月30日に改正し、2007年4月1日から施行する。
- 39 この規程は、第3条第2項を2007年9月27日に改正し、2007年7月1日から施行する。

- 40 この規程は、第3条第1項（別表第2）を2008年5月27日に改正し、同日から施行する。
- 41 この規程は、第2条第2項及び第3条第1項（別表第1・第2）を改め、第4条第2項を新たに付け加え、2009年5月25日に改正し、第3条第1項（別表第2）を改め、2010年3月26日に改正し、2010年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定（第4条第2項を除く。）にかかわらず、2009年度以前に入学した者については、なお従前の例による。
- 42 この規程は、第3条第1項（別表第1の3）を2010年10月4日に改め、2011年4月1日から改正施行する。ただし、2010年度以前に入学した者は改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 43 この規程は、第3条第1項（別表第1・第2）を2010年11月29日に改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定（第3条第1項別表第2を除く。）にかかわらず、2010年度以前に人間環境学講座を履修し、再度履修志願する者については、なお従前の例による。
- 44 この規程は、規程等整理の方針に基づき2011年11月28日に改正し、同日から施行する。
- 45 この規程は、第3条第1項を2011年10月3日に改正し、2012年4月1日から施行する。ただし、2011年度以前に入学した者の別表第1の3の適用については、本規程第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 46 この規程は、第3条第1項を2011年11月28日に改正し、2012年4月1日から施行する。
- 47 この規程は、第3条第1項（別表第2）を2012年3月26日に改正し、2012年4月1日から施行する。
- 48 この規程は、2013年3月28日に第3条別表第2、第5条、第6条を改正し、第7条を追加し、以下の条数を繰り下げ、2013年4月1日から施行する。
- 49 この規程は、第3条第1項（別表第2）を2013年12月2日に改正し、2014年4月1日から施行する。
- 50 この規程は、2014年3月27日に第3条第1項別表第2及び第13条を改正し、2014年4月1日から施行する。
- 51 この規程は、2015年11月30日に、第2条、第3条、第5条を改正し、2016年4月1日から施行する。ただし、2015年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 52 この規程は、2016年12月5日に、第3条第1項（別表第1・第2）を改正し、2017年

4月1日から施行する。ただし、2016年度以前に入学した者については、改正後の第3条第1項（別表第1）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

53 この規程は、2017年10月2日に、第3条第1項（別表第1）を改正し、2018年4月1日から施行する。

54 この規程は、2018年10月1日に第3条第5項を追加し、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前に本学大学院に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

55 この規程は、2019年3月27日に、第10条を改正し、2019年4月1日から施行する。

56 この規程は、2020年2月17日に、第3条第1項（別表第2）を改正し、新たに同条第6項を追加し、2020年4月1日から施行する。

57 この規程は、2021年1月27日に第3条第1項（別表第2）を改正し、2021年4月1日から施行する。

58 この規程は、2023年2月6日に第3条第1項（別表第1）を改正し、新たに同条第7項を追加し、2023年4月1日から施行する。

59 この規程は、2023年5月29日に第3条第1項（別表第2）を改正し、2023年4月1日に遡って施行する。

60 この規程は、2023年11月27日に第3条第1項（別表第1）を改正し、2024年4月1日から施行する。ただし、2023年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

61 この規程は、2025年3月27日に第6条を改正し、2025年4月1日から施行する。

#### 別表第1（第3条関係）

##### 別表第1の1

本学学部学生（長期履修学生を除く。）

（単位：円）

商学部、経済科学部現代経済学科、人文学部社会学科・英語英文学科、法学部、人間環境学部、国際コミュニティ学部

| 入学金     | 授業料     | 施設設備資金  |
|---------|---------|---------|
| 220,000 | 780,000 | 220,000 |

経済科学部経済情報学科、人文学部教育学科

| 入学金 | 授業料 | 施設設備資金 |
|-----|-----|--------|
|-----|-----|--------|

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 220,000 | 810,000 | 220,000 |
|---------|---------|---------|

健康科学部心理学科

| 入学金     | 授業料     | 施設設備資金  |
|---------|---------|---------|
| 220,000 | 820,000 | 220,000 |

健康科学部健康栄養学科

| 入学金     | 授業料     | 施設設備資金  |
|---------|---------|---------|
| 220,000 | 900,000 | 220,000 |

長期履修学生

(単位：円)

| 入学金     | 単位制授業料         | 単位認定料          |
|---------|----------------|----------------|
| 220,000 | 履修1単位につき25,000 | 認定1単位につき25,000 |

別表第1の2

委託学生・研究生・科目等履修生

(単位：円)

| 種別       | 入学金    | 授業料、研究料及び科目等履修料 | 備考                                                                          |
|----------|--------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 委託学生・研究生 | 65,000 | 390,000         | 商学部、経済科学部現代経済学科、人文学部社会科学・英語英文学科、法学部、人間環境学部、国際コミュニティ学部                       |
|          | 65,000 | 405,000         | 経済科学部経済情報学科、人文学部教育学科                                                        |
|          | 65,000 | 410,000         | 健康科学部心理学科                                                                   |
|          | 65,000 | 450,000         | 健康科学部健康栄養学科                                                                 |
| 科目等履修生   |        | 履修1単位につき17,000  | ただし、高等学校、特別支援学校高等部、中等教育学校後期課程、高等専門学校、専修学校高等課程の生徒が履修する場合は、履修1単位につき1,000円とする。 |

別表第1の3

資格課程実習料

(単位：円)

| 種別 | 金額 | 備考 |
|----|----|----|
|----|----|----|

|                            |        |                                     |
|----------------------------|--------|-------------------------------------|
| 社会教育実習                     | 5,000  |                                     |
| 幼稚園・小学校教職課程実習<br>(教育実習を除く) | 15,000 | 実習科目を初めて履修する年度に納入する。教育学科は除く。        |
| 教育実習                       | 15,000 | 教育実習参加年度に納入する。実習ごとに15,000円。教育学科は除く。 |
| 保育士課程実習<br>(保育実習を除く)       | 15,000 | 実習科目を初めて履修する年度に納入する。教育学科は除く。        |
| 保育実習                       | 15,000 | 保育実習参加年度に納入する。科目ごとに15,000円。教育学科は除く。 |

別表第2 (第3条関係)

(単位：円)

| 種別    |                                                   | 金額     | 備考                                                      |
|-------|---------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------------|
| 入学検定料 | 一般選抜(前期日程)<br>スタンダード方式                            | 27,000 | ただし、同時に出願する場合2出願目からは15,000円                             |
|       | 一般選抜(前期日程)<br>高得点科目重視方式                           | 10,000 | ただし、スタンダード方式で同一学科に出願していること                              |
|       | 一般選抜(前期日程)<br>共通テストプラス方式                          | 10,000 | ただし、スタンダード方式で同一学科に出願していること                              |
|       | 一般選抜(前期日程)<br>スタンダード方式<br>高得点科目重視方式<br>共通テストプラス方式 | 40,000 | 同一試験日・同一学科において、三つの方式を同時に出願する場合のみ適用する。ただし、2出願目からは28,000円 |
|       | 一般選抜(後期日程)                                        | 27,000 | ただし、同時に出願する場合2出願目からは10,000円                             |
|       | 共通テスト利用選抜<br>(前期日程)                               | 15,000 | ただし、同時に出願する場合2出願目からは5,000円                              |
|       | 共通テスト利用選抜                                         | 15,000 | ただし、同時に出願する場合2出願目からは                                    |

|                   |                      |        |                                                                 |
|-------------------|----------------------|--------|-----------------------------------------------------------------|
|                   | (後期日程)               |        | 5,000円                                                          |
|                   | 一般選抜・共通テスト利用選抜（後期日程） | 40,000 | 同時に出願する場合のみ適用する。2出願目からは15,000円                                  |
|                   | その他の入学試験             | 30,000 |                                                                 |
| 研究生入学検定料          |                      | 15,000 |                                                                 |
| 追再試験料             |                      | 1,000  | 2011年度以降当分の間、徴収しない。                                             |
| 学生証再発行料           |                      | 2,000  |                                                                 |
| 卒業証明書発行料          |                      | 200    | その他、左記に類する証明書は発行料として200円を徴収する。                                  |
| 成績証明書発行料          |                      | 200    |                                                                 |
| 健康診断証明書発行料        |                      | 200    |                                                                 |
| 単位修得証明書発行料        |                      | 200    |                                                                 |
| 在籍期間・学歴証明書発行料     |                      | 200    |                                                                 |
| 調査書・推薦書発行料        |                      | 200    |                                                                 |
| 学位取得証明書発行料        |                      | 200    |                                                                 |
| 各種資格・免許に関する証明書発行料 |                      | 200    |                                                                 |
| 各種コース・講座等修了証明書発行料 |                      | 200    |                                                                 |
| 駐車場利用料            |                      | 6,000  | 年額（半期3,000円）。ただし、科目等履修生、特別聴講生、委託学生及び研究生については、年額2,000円（半期1,000円） |
| 駐輪場利用料            |                      | 500    | 年額1台につき                                                         |
| セミナーハウス宿泊料        | 1階                   | 1,000  | 1人1泊の料金                                                         |
|                   | 2階                   | 1,300  |                                                                 |
| インターナショナルハウス入居費   | 単身用                  | 29,800 | 入居時のみ（入居期間が1ヵ月未満の場合は徴収しない）                                      |
|                   | 家族用                  | 39,900 |                                                                 |
| インターナショナルハウス      | 単身用                  | 31,300 | 月額。ただし、入居月又は退去月で、入居日数が10日以内の場合は単身用10,400円、家族                    |
|                   | 家族用                  | 42,200 |                                                                 |

|       |  |  |                                               |
|-------|--|--|-----------------------------------------------|
| 居室使用料 |  |  | 用14,000円、入居日数が20日以内の場合は単身用20,800円、家族用28,100円。 |
|-------|--|--|-----------------------------------------------|